

**J R和泉府中駅前イルミネーション事業業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領**

令和元年7月

和泉市 商工労働室 商工推進担当

1. 事業概要

(1) 件名

J R和泉府中駅前イルミネーション事業業務委託

(1) 目的

本市の玄関口であるJ R和泉府中駅前周辺に、魅力あるイルミネーションを設置し、都市がきらめき感動する「憩い」・「癒し」の空間を創造することで、本市の認知度やイメージアップを図り、市内外からの駅前商店街等への新たな来訪を促進する。また、市民が本市に対する親しみや愛着が感じられるまちづくりの取り組みにより、多世代にわたる定住を促進するとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする。

このことから、専門的知識や実績をもつ民間事業者による事業実施がより効果的であると考えられるため、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の総合的な判断により、最適な事業者を本プロポーザルコンペにて選定する。

(2) 業務内容

別紙「J R和泉府中駅前イルミネーション事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年2月14日(金)まで

2. 契約方法

(1) 契約方法

選定結果に基づいた優先交渉権者と随意契約の交渉による契約締結

※契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

※随時契約の交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と交渉を行う。

(2) 締結予定時期

令和元年9月中旬

(3) 支払い方法

完了後一括払い

※受託者から業務委託完了報告書等の提出を受け、委託者による検査に合格後、受託者の請求に基づき支払う。

3. 提案限度額(見積上限額)

7,550,000円(消費税及び地方消費税含む。)

※本業務を履行するために必要となる全ての諸経費等を含む。

4. 参加資格

- (1) 公募開始時点において、本市における平成30年・31年度入札参加資格の認定(登録区分は問わない)を受けている者又は認定を有していない場合は、以下の書類(発行日より3か月以内)の提出ができること。

- ① 印鑑証明書の原本
- ② 商業登記簿謄本(登記事項証明書)の写し ※法人の場合のみ必要
- ③ 身分証明書(本籍地の市町村で発行したもの)の写し ※個人の場合のみ必要
- ④ 直近1年間の事業の決算報告書一式の写し ※法人の場合のみ必要
- ⑤ 確定申告の青色申告決算書又は収支内訳書等の写し ※個人の場合のみ必要
- ⑥ 国税の納税証明書「その3の3」の写し ※法人の場合のみ必要
- ⑦ 国税の納税証明書「その3の2」の写し ※個人の場合のみ必要
- ⑧ 委任状 ※登記事項以外の者(支店等)に本業務の権限を委任する場合等
- ⑨ 使用印鑑届

⑩ 暴力団排除に関する誓約書

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (4) 本市又は大阪府との契約に関して、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 最新の消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (6) 主たる事務所の所在地における最新の地方税の未納がないこと。
- (7) 参加事業者、参加事業者の役員又は従業員が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していない者であること。
- (8) 公募開始日から起算して過去5年間で、本業務と同種または類似した業務の契約を1件以上締結し、誠実に履行した完了実績を有する者であること。

5. 実施要領等の配付

- (1) 配布期間 令和元年7月24日（水）から令和元年8月2日（金）まで
※土日除く9時から17時の間
- (2) 配布方法 担当窓口又は本市公式ホームページからのダウンロード
<和泉市公式ホームページ> ホーム⇒ビジネス・観光・産業⇒入札・契約
URL:<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizikankosan/nyusatsu/1500950280821.html>
- (3) 配布資料 次の表に掲げる書類を配付する。

	書類名
1	実施要領（本要領）
2	仕様書
3	参加表明書兼質疑書
4	参加辞退届
5	事業実施に関する書類 ①提案するデザインのコンセプト及びテーマ、ストーリー性について ②事業実施スケジュールについて ③事業実施体制について

6. 参加表明書兼質疑書・企画提案書等の提出

- (1) 参加表明書兼質疑書の提出
 - ① 提出期限 令和元年8月2日（金）17時
 - ② 提出方法 担当窓口へ持参又は郵送（必着）※土日除く9時から17時の間
 - ③ 提出書類 参加表明書兼質疑書
※市における平成30年・31年度入札参加資格の認定を有していない場合は、「4.参加資格（1）」の書類を添付すること。
 - ④ 質疑回答 令和元年8月7日（水）予定
質疑事項を取りまとめ、「参加表明書兼質疑書」の提出者すべてに、同一内容の回答書を電子メールにて送付する。
なお、質疑に対する回答は、本要領への追加又は修正とみなす。
- (2) 企画提案書等の提出
 - ① 提出期限 令和元年8月21日（水）17時
 - ② 提出場所 担当窓口へ持参又は郵送（必着）※土日除く9時から17時の間
 - ③ 提出書類 次の表に掲げる書類を1セットとして綴じ、正本1部、副本8部を提出すること。
※正本とは、所在地・社名・代表者名を記載し、社印・代表者印を押印したものを

いい、副本とは、所在地・社名・代表者名等の社名を特定できる情報を記載せず、社印・代表者印を押印していないものをいう。

※「参加表明書兼質疑書」の提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」を1部提出すること。

書類名	
1	企画提案書
2	見積書
3	事業実施に関する書類 ①提案するデザインのコンセプト及びテーマ、ストーリー性について ②事業実施スケジュールについて ③事業実施体制について

- ④ 企画提案書に関する留意事項
- ・優先交渉権者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、別紙「選定方法及び選定基準について」に基づいて作成すること。
 - ・「仕様書」に基づき、説明文のほかに写真、イラスト等を用いて、選定委員にイメージが伝わるように作成すること（場所及び種類ごとの使用ライト数の記載等）。
 - ・書類の規格は、日本産業規格A4横版横書き・片面カラー刷りとすること。
- ⑤ 見積書に関する留意事項
- ・消費税及び地方消費税等を含んだ総額を記載すること。
 - ・見積書に対する詳細な内訳書を提出すること。

7. 選定方法

- (1) 別紙「選定方法及び選定基準について」に基づき、次のとおり選定する。
- ① 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
 - ② 選定委員は、選定として、業務の理解、内容、スケジュール、体制、その他について、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングより、別紙「選定方法及び選定基準について」に基づき審査を行う。
 - ③ 審査の結果、各委員が決定した得点を全委員で合計したものを合計得点とし、合計得点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定し、次点となった参加事業者を次点交渉権者として選定する。
 - ④ 合計得点が同点となった場合、全ての選定委員の多数決により選定する。
 - ⑤ 合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない参加事業者は採用しない。
 - ⑥ 評価基準の各項目において、評価点（地域精通度・見積価格を除く）に1つでも0点の評価がある参加事業者は採用しない。
 - ⑦ 選定結果は、全ての参加事業者に通知する。
- (2) 選定委員会を次のとおり実施する。
- ① 実施日時 令和元年8月29日（木）予定 ※正式な日時等、詳細は別途通知する。
 - ② 実施場所 和泉市役所内
 - ③ 実施時間 プレゼンテーションとヒアリングの合計で、1者につき概ね30分程度を予定。
 - ④ 出席者 1者につき5名までとする。
なお、業務責任者の予定となる者は必ず出席すること。
 - ⑤ 留意事項：
 - ・プレゼンテーションは、提案書のみに基づいて行うこと。
 - ・選定委員会実施中において、他の参加事業者の情報は一切提供しない。
 - ・プレゼンテーション及びヒアリングによる審査時は、記録用として録音する。
 - ・会場内での発言については、提案書と同等の取り扱いとする。

・パソコンを用いてプレゼンテーションを行う場合は、事前に担当者にデータを送付すること。

8. 評価基準

別紙「選定方法及び選定基準について」を参照すること。

9. 日程

項目	日時
選定委員による実施要領等の確認	令和元年 7月23日(火)
公募開始	令和元年 7月24日(水)
参加表明書兼質疑書の提出期限	令和元年 8月 2日(金) 17時まで
質疑書の回答	令和元年 8月 7日(水) 予定
企画提案書等の提出期限	令和元年 8月21日(水) 17時まで
選定委員会開催日時のお知らせ	令和元年 8月23日(金) 発送予定
選定委員会の実施	令和元年 8月29日(木) 予定
審査選定結果のお知らせ・公表	令和元年 9月 4日(水) 予定
契約締結予定日	令和元年 9月中旬予定
イルミネーション点灯	令和元年12月 2日(月)～令和2年1月23日(木)
契約満了日	令和2年 2月14日(金) 予定

10. 失格事項

参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- ③ 提案限度額を超えた見積書を提出した場合。
- ④ 仕様書で求めている業務内容を履行出来ないことが判明した場合。
- ⑤ 実施要領に定める事項に違反した場合。
- ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと本市が判断した場合。

11. 参加事業者が1者又はない場合の取扱い

参加事業者が1者になった場合においても、予定通り選定を行う。

また、参加事業者がない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

12. 選定結果の通知方法

優先交渉権者の特定後、企画提案者全員に対して選定結果を通知する。

13. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者の選定後、次の内容を本市公式ホームページにて公表する。

- ① 優先交渉権者の評価点
 - ② 全参加事業者の名称(申込順)
 - ③ 全参加事業者の評価点(得点順)
 - ④ 優先交渉権者の選定理由(講評ポイント)
- ※ただし、②と③の対応関係については明らかにしない。

14. その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る諸経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 原則として、提出物は返却しない。
- (3) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは、一切認めない。
- (4) 応募書類を本プロポーザル方式に関わる業務に用いる場合は、本市はこれを複製し、使用できるものとする。
- (5) 審査結果にかかる異議等は、一切認めないものとする。

15. 事務局・問合せ先

和泉市 環境産業部 商工労働室 商工推進担当（担当：黒岩・柿島）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話：0725（99）8123（直通）

Eメール：shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp

受付時間：9時～17時 ※土日祝を除く